

1 緑の募金交付事業実施要領

1 目的

県内各地で森林の整備や緑化の推進を図るとともに、森林やみどりの重要性について、多くの県民の理解と関心を深めるため、市町村みどり推進協議会等が実施する森林の整備や緑化活動等について支援を行う。

2 事業の種類

「森林の整備」、 「緑化の推進」 及び「募金活動の推進」

3 事業実施主体

市町村みどり推進協議会

地区緑化行政推進協議会（ただし「募金活動の推進」に係る事業に限る）

4 事業内容等

(1) 森林の整備

① 森林に対する普及啓発を目的とした森林整備活動（植栽，下刈り，間伐等）

- 例) ・ 県民を対象とした林業体験の集い
・ 森林ボランティアの指導者を養成する研修等

② 公共性，公益性の高い場所で行う森林づくりを目的とした森林整備活動
ただし，経済林として育成することを主眼とした森林は除く。

- 例) ・ 地域のシンボルとなる森や住民の森の整備
・ 学校林の整備
・ 水源林など公益性の高い森林の整備等

(2) 緑化の推進

① 学校，公園，街路，公共施設，住宅周りの緑化（新規又はメンテナンス）
に係る活動

- 例) ・ 公共施設周辺，住宅周りの環境緑化
・ 植樹イベントの開催，苗木配布等の普及啓発活動等

② 青少年や一般県民に対する森林・環境教育活動

- 例) ・ 緑の少年団の育成
・ 森林・環境教育資材の配布等

(3) 募金活動の推進

① 広報活動

- 例) ・ 地域住民への周知を図るための広報活動，説明会の開催等

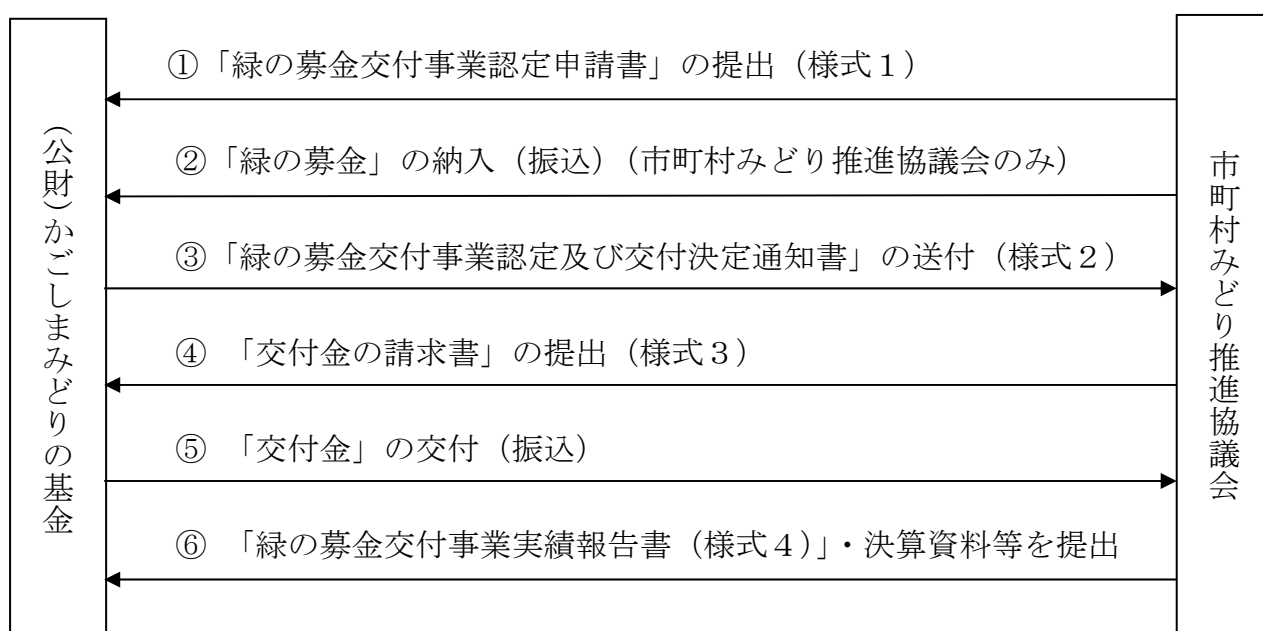
② 募金活動推進事務

5 交付金の交付割合等の基準

別表1のとおり

6 事務処理手順

- ① 市町村みどり推進協議会は緑の募金期間（2月～4月）の終了後、募金額
- ② が確定する5月中に、①と②を同時に実施する。
- ③ 基金は「緑の募金交付事業認定及び交付決定通知書」を送付する。
- ④ 市町村みどり推進協議会は上記③の決定通知を受けて、請求書を提出する。
- ⑤ 基金は交付金を交付する。
- ⑥ 会計年度終了後、緑の募金交付事業実績報告書及び決算資料等（領収書・記録写真・総会資料など）を提出する。（重要）



7 様式

別記のとおり

別表 1) 交付金の交付割合等の基準 (緑の募金実施要綱：第 10 条)

申請者	事業の種類	交付割合	交付額	摘 要
市町村みどり 推進協議会		管内募金総額 60%以内	(①+②)	事業種類ごとに認定 申請書を作成する。
	森林の整備 及び緑化の 推進	50%以上 60% 以内	①	
	募金活動推進費	10%以内	②	広報活動，会議 費，通信運搬費等
地区緑化行政 推進協議会	募金活動推進費		500 千円 以内	広報活動，会議費 等
<p>◎事業種別の交付金の交付割合，交付額等の基準は上記のとおりとする。 ただし，理事長が特に必要と認めた場合においてはこの限りでない。</p>				

附則

- 1 この要領は，令和 2 年 7 月 1 日から施行する。